様式第１号（第３条関係）

国頭村農業災害対策特別資金利子助成契約書

国頭村長（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対し国頭村農業災害対策特別資金利子助成金（以下「補助金」という。）を交付することについて、次のとおり国頭村農業災害対策特別資金利子助成契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 甲は、乙が借り受けた次の資金に対し、国頭村農業災害対策特別資金利子補給金

等補助金交付要綱（平成21年、国頭村告示第１号。以下、「要綱」という。）及び本契約の定めるところにより補助金を交付する。

(1)　資　金　名　　　○○資金

(2)　貸付決定日　　　平成○年○月○日

(3)　交付決定日　　　平成○年○月○日　　第○○号

1. 補助金の交付対象期間は、平成○年１月１日から平成○年12月31日までの○　年間とする。
2. 乙が毎年１月１日から12月31日までに第１条に定める資金の約定利息（延滞利

息を除く。）を支払った場合、甲は約定利息の○割に相当する補助金を交付するものとする。

1. 前条に定める補助金は、○年間で　○円を限度として交付する。
2. 乙は、補助金の交付を請求するときは、毎年○月○日までに、交付申請書兼実績

　報告書（要綱様式第５号、以下「申請書兼報告書」という。）に必要書類を添えて甲に提出する。

1. 甲は、前条の申請書兼報告書等を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付す

　る。

1. 乙は、補助金の交付対象となる期間内において、第１条に定める資金の契約内容

等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

1. 甲は、乙が第１条に定める資金を目的以外に使用した場合、又は乙が農業経営を

　中止した場合は、乙に対する補助金の交付を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責めに期すべき事由により、乙が要綱又は本契約の条項に違反したときは、

　補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部返還を命ずることができる。

第９条　甲は、必要があると認めたときは、乙に対して必要な報告を求めることができる。

第１０条　本契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第１１条　本契約に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第１２条　この契約書は、２通作成し、甲及び乙において各１通を保有するものとする。

平成○年○月○日

甲　　　　住　所　：　沖縄県国頭村字辺土名１２１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　：　国 頭 村 長　　　　　　印

乙　　　　住　所　：○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　：○○○　　　　　　　　　　印